

参 考 資 料

【 目 次 】

- 国土に関する諸計画 ... 1 ページ
- 第五次国土利用計画（全国計画）の概要 ... 2 ページ
- 現県土地利用基本計画の機能と他の諸計画との関係 ... 3 ページ
- 茨城県国土利用計画の見直しについて ... 4 ページ
- 茨城県土地利用基本計画の主な変更点 ... 7 ページ
- 土地利用基本計画の五地域区分と各個別規制法
の関係 ... 9 ページ
- 国土利用計画関連法令等
 - ・ 国土利用計画法（抄） ... 10 ページ
 - ・ 国土利用計画法施行令（抄） ... 13 ページ
 - ・ 土地利用基本計画の見直しについて（抄）
 - ・ 茨城県国土利用計画審議会条例 ... 14 ページ
 - ・ 茨城県国土利用計画審議会運営規程 ... 15 ページ
 - ・ 茨城県国土利用計画審議会公開要綱 ... 16 ページ

国土利用計画

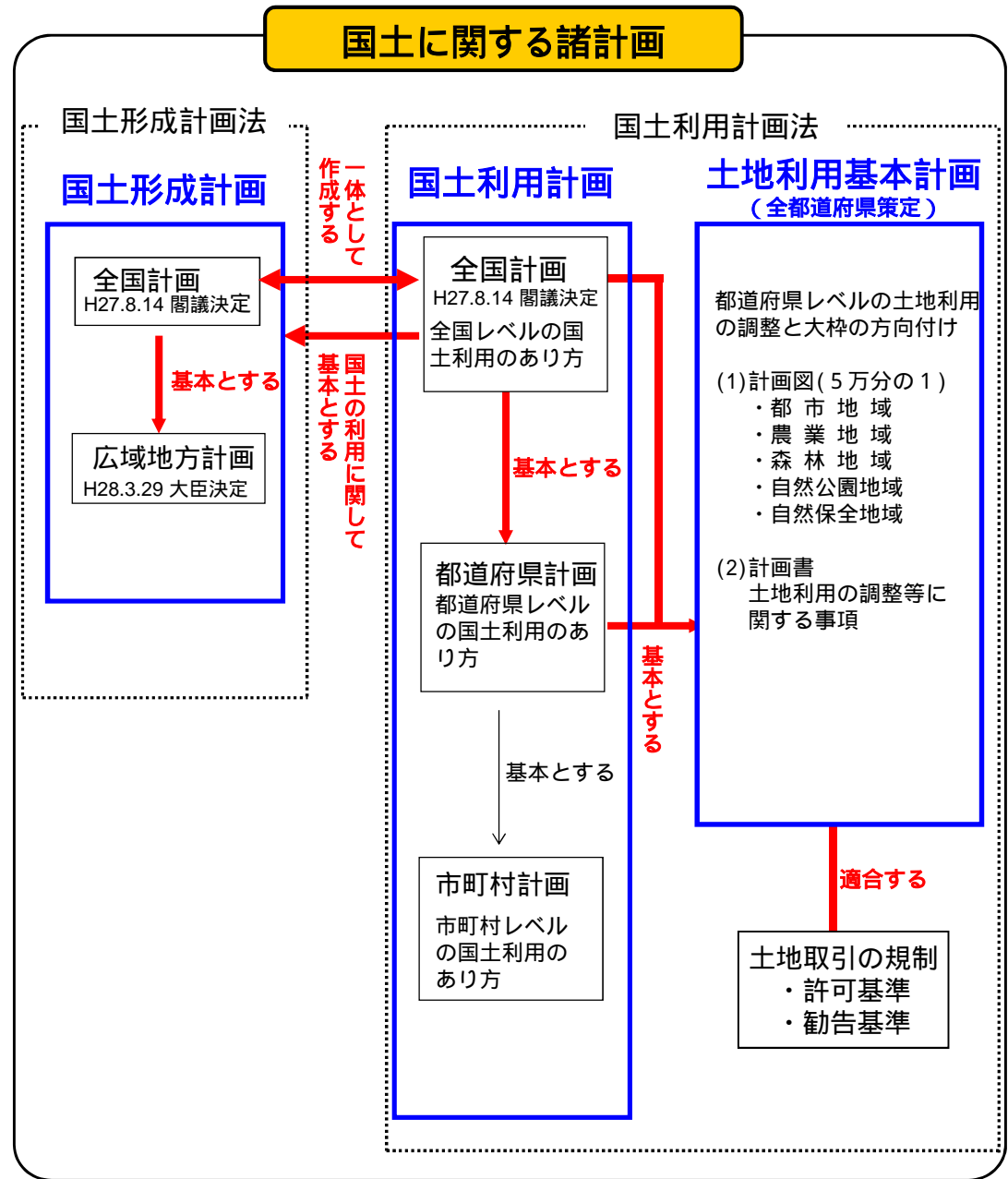
(1) 計画に定める事項(国土利用計画法施行令1条)
 国土の利用に関する基本構想
 国土の利用目的に応じた区分(農地, 森林, 宅地等)ごとの規模の目標及びその地域別の概要
 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(2) 計画の構成

- 1) 全国計画
 - ・国土の利用に関する国の計画は, 全国計画を基本とする。
 - ・第5次全国計画は国土形成計画(全国計画)と一体的に策定作業を行い、平成27年8月に閣議決定(第1次:S51, 第2次:S60, 第3次:H8, 第4次:H20)
- 2) 都道府県計画
 - ・全国計画を基本として策定(策定は任意)
- 3) 市町村計画(策定任意)
 - ・都道府県計画が定められているときは, 都道府県計画を基本として策定(策定は任意)

土地利用基本計画

- ・都道府県の策定が義務付け
- ・計画に定めるべき事項(国土利用計画法第9条)
 - 計画図: 五地域(都市, 農業, 森林, 自然公園, 自然保全)を5万分の1の地形図上に記したもの。
 - 計画書: 土地利用の調整等に関する事項(例)
 - a: 五地域の土地利用の原則
 - b: 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針(土地利用の優先順位及び土地利用の誘導方向)



1. 国土利用をめぐる基本的条件の変化

1. 本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築
人口減少下においては、都市的土地需要のみならず、全体として土地需要が減少し、国土の利用と管理が縮小するおそれ

2. 持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用
自然環境の悪化により、生態系のもつ食料・水の供給などの生態系サービスを維持できないおそれ

3. 巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換
東日本大震災等の経験から居住地や公共施設の立地等、国土利用面の安全の重要性を認識

2. 国土利用の基本方針

「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。

適切な国土管理を実現する国土利用

- 都市的土地利用
- ・都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導 等
 - 農林業的土地利用
 - ・農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生抑制
 - ・国土保全等に重要な森林の整備・保全
 - 健全な水循環の維持又は回復 等

自然環境・美しい景観を保全・再生・活用する国土利用

- 自然環境の保全・再生・活用
- ・優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成
 - ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進による地域の魅力等の向上
 - 地域の個性ある景観の保全・再生・創出 等

安全・安心を実現する国土利用

- 安全を優先的に考慮する国土利用
- ・地域の実情等を踏まえ災害リスクの高い地域の土地利用を段階的に制限
 - 国土の安全性の総合的な向上
 - ・経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進。交通・エネルギー・ライフライン等の多重性・代替性 等

今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中で、このような取組を進めるには、複合的な施策の推進

- ・自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組など複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進
- ・国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても国土の適切な管理を行う

国土の選択的な利用

適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、

- ・管理コストを低減させる工夫とともに、
- ・森林等新たな生産の場としての活用や過去に損なわれた自然環境を再生するなど新たな用途を見出すことで国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くような最適な国土利用を選択



遊水地として治水機能を確保すると共に、水質改善や生態系保全にも寄与(渡良瀬遊水地)

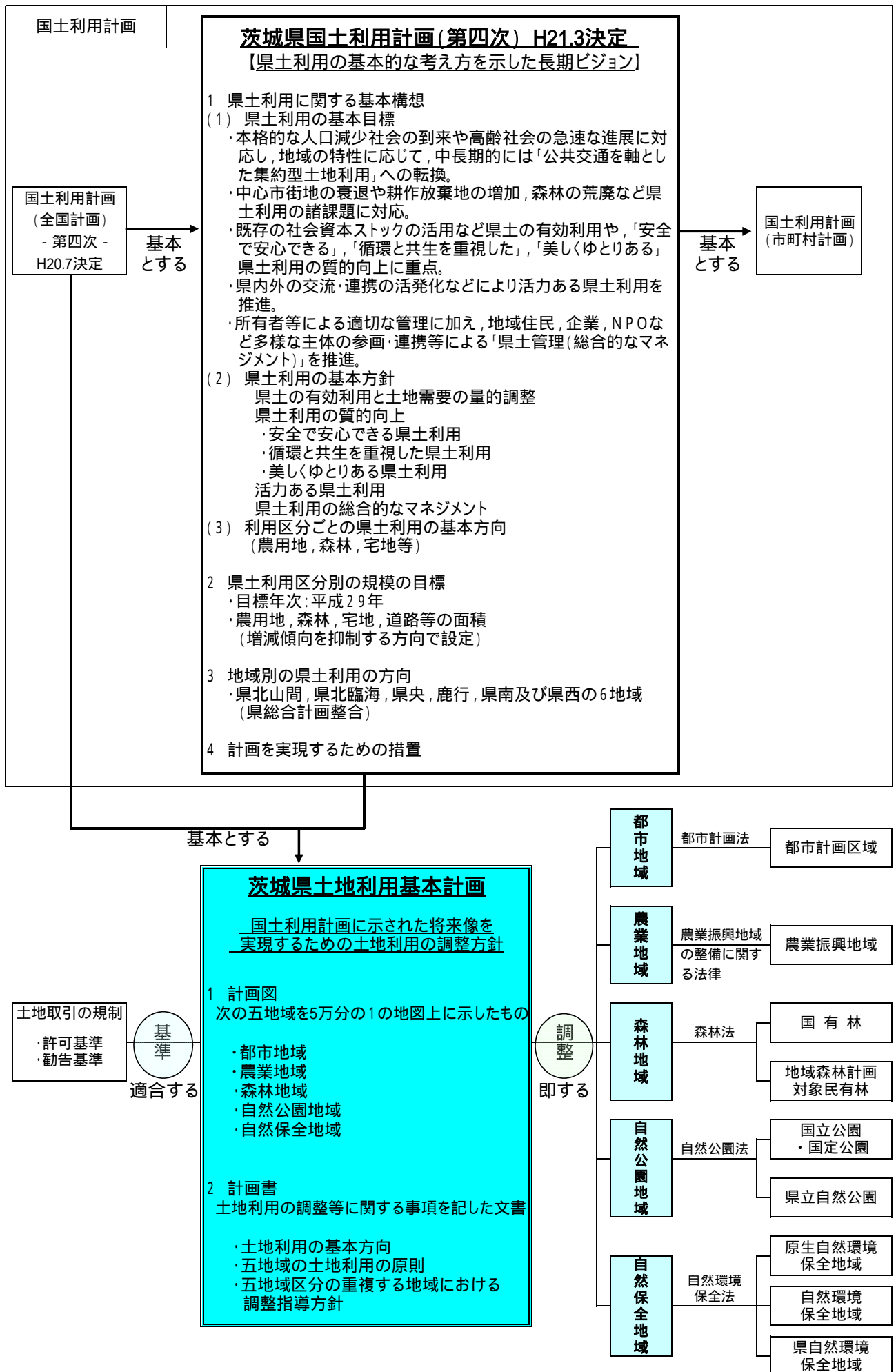
3. 国土の利用区分ごとの規模の目標

	平成24年	平成37年	構成比(%)	
	(万ha)	(万ha)	24年	37年
農地	455	440	12.0	11.6
森林	2,506	2,510	66.3	66.4
原野等	34	34	0.9	0.9
水面・河川・水路	134	135	3.5	3.6
道路	137	142	3.6	3.8
宅地	190	190	5.0	5.0
住宅地	116	116	3.1	3.1
工業用地	15	15	0.4	0.4
その他の宅地	59	59	1.6	1.6
その他	324	329	8.6	8.7
合計	3,780	3,780	100.0	100.0
(参考)				
人口集中地区(市街地)	127	121	-	-

4. 必要な措置の概要

土地利用基本計画を活用し、市町村の意向を十分踏まえた都道府県の土地利用の総合調整の積極的推進
所有者の所在の把握が難しい土地の増加の防止や円滑な利活用に向けた現場の対応を支援するための方策の検討
都市の低・未利用地や空き家等の有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制
災害リスクの高い地域の把握・公表や法に基づいた規制区域の指定の促進
地籍調査の計画的な実施。特に、南海トラフ地震等の想定地域や山村部での重点的实施
各種指標等を活用し、計画推進上の課題を把握。計画が目的を達するよう効果的な施策を講じる

現県土地利用基本計画の機能と他の諸計画との関係



茨城県国土利用計画の見直しについて

1 県国土利用計画について

- ・ 本県の国土利用計画については、国土利用計画法に基づき、国が定める国土利用計画(全国計画)を基本とし、県土利用の将来像を示す長期的な構想として、昭和52年策定の第一次計画から現行の第四次計画(目標年次、平成29年)まで改定を重ねてきたところ。
- ・ 今般、第五次国土利用計画(全国計画)が策定(平成27年8月14日閣議決定)されたことを踏まえ、本県計画の改定の必要性について、現行計画の課題、他計画との関連性、各都道府県における当該計画の対応状況などの点から、検討した結果、以下見直し方針のとおり対応することとした。

2 見直し方針

県国土利用計画は、今年度中を目途に、国土利用計画法により策定が義務付けられている県土地利用基本計画に統合する。

3 見直し方針の理由

県土地利用基本計画への統合により、内容の重複や相違点を解消

- ・ 県国土利用計画で定めている県土利用の基本構想等の内容が、県土地利用基本計画の土地利用の基本方向の内容と重複しており、両計画の役割分担が不明確であること。
- ・ 一方、県国土利用計画で定めている土地の利用区分ごとの数値目標が、土地利用の状況等から推計した面積であるのに対し、県土地利用基本計画で管理する面積が農振法、都市計画法等で指定している区域に基づくものであるなど、両計画の面積の捉え方が大きく異なり、分かりづらいこと。
- ・ 両計画を統合することで、こうした内容の重複や相違点の解消を図ることが可能となるとともに、県国土利用計画で記述していた内容が県土地利用基本計画に承継されるため、県国土利用計画を単独で策定しなくても支障がないこと。

【参考】県国土利用計画と県土地利用基本計画の概要(重複状況等)

	茨城県国土利用計画(第四次)	茨城県土地利用基本計画
策定期期	平成21年3月	平成22年4月
国土利用計画法位置付け	策定が任意の計画(法第7条)	策定が義務付けの計画(法第9条)
目標年次	平成29年	目標年次なし
重複事項 統合計画では、 整理統合して記載	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県土の有効利用と土地需要の量的調整 ・ 県土利用の質的向上 ・ 活力ある県土利用 ・ 県土利用の総合的マネジメント 	
相違事項 統合計画では、 土地利用基本計画 の地域区分別面積 と国土利用計画の 利用区分ごとの現 況面積を併記()	目標面積は、利用区分(農地、宅地等)ごとに、土地利用の現状に係る統計等から、マクロ的な観点により推計した面積 (H29目標面積) 農地：173,500ha 宅地：71,900ha 合計：609,600ha	目標面積はないが、計画図で管理している面積は、農振法、都市計画法等の個別規制法による指定面積(農業振興地域、都市計画区域等) (H22計画策定時面積) 重複指定あり 農業地域：478,538ha 全体：1,204,146ha 都市地域：432,790ha 県土面積：609,600ha

国土利用計画の利用区分ごとの現況面積は、計画策定後の土地利用状況の現況確認のために記載

土地の利用区分ごとの数値目標の設定意義が薄れる方向

- ・ 国土利用計画では、限られた土地資源の総合的かつ計画的な利用を図るために、土地の利用区分（農地、宅地等）ごとの数値目標を定めているが、バブル崩壊に伴う長期の景気低迷や地価の下落などにより開発圧力が低下している現状に加え、将来においても、急激な人口減少が見込まれ、農地や林地から宅地への転用などの乱開発の恐れが弱まっていることから、この数値目標の設定意義が薄れる方向にあること。

他の計画との内容の重複を解消し役割分担を明確化

- ・ 県国土利用計画で定めている県北臨海、県央、県南など6つの地域別の県土利用の方向の内容が、県総合計画や県都市計画マスタープランの内容とも重複していることから、統合計画では当該事項を他の計画に委ねることで、内容の重複を解消するとともに、統合計画を都市計画法など個別規制法に基づく地域別の県土管理に特化した内容とすることで、役割分担を明確化できること。

他都道府県においても不改定・統合の方向

- ・ 他都道府県でも、計画を策定していない団体が既に11団体（うち1団体は改定予定）に上り、さらに改定しない方向で検討している12団体を合わせれば、約半数の22団体が不改定・統合の方向であること。
土地利用基本計画への国土利用計画の統合を含む。

【参考】他都道府県における国土利用計画の対応状況 (H28.5.1現在)

現在の状況	計画なしの団体名 / 計画あり団体の今後の予定
計画なし[11団体]	(不改定)群馬,東京,石川,福井,京都(),鳥取,広島,香川,高知,鹿児島,(計画統合)富山
計画あり[35団体]	改定方向で検討中[23団体]:北海道,宮城,埼玉,千葉,愛知,大阪等
	不改定方向で検討中[9団体]:山形,栃木,三重,奈良,山口,長崎等
	不改定予定[3団体]:神奈川(計画統合),愛媛,福岡

計画なしの京都府については、今回は改定する方向

4 見直し（計画統合）イメージ

- ・ 統合計画については、上記見直し方針の理由に記載されている課題等の解消や効率的な計画管理を図れるようなものとし、一つの計画で県の土地利用の総合的方針を示せるようなものとする。

計画統合イメージは、別紙のとおり

5 主な見直しスケジュール

平成28年9月 県国土利用計画審議会に県土地利用基本計画書の変更()を諮問

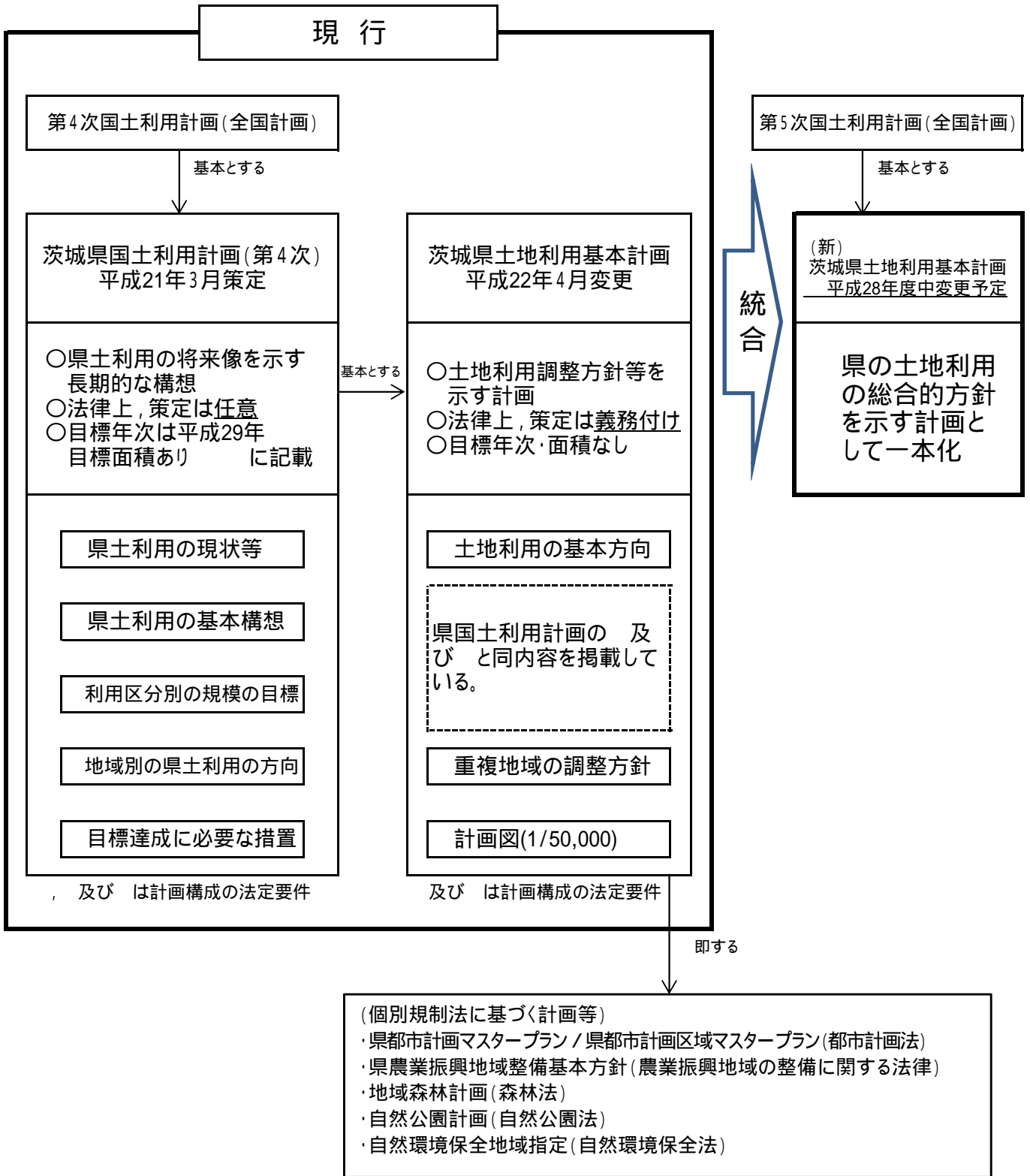
” 11月頃 計画書の変更に係る市町村への意見聴取

平成29年1月 統合計画の答申

平成29年3月 統合計画の決定

統合計画の策定について、法律上は、上記のとおり、県土地利用計画書の変更として、県国土利用計画審議会に諮問

茨城県国土利用計画の見直し方針による計画統合イメージ



茨城県土地利用基本計画の主な変更点

1 変更の理由

- ・ 土地利用基本計画については、国土利用計画法第9条第9項で、国が定める国土利用計画を基本とすることが規定されていることから、平成27年8月14日に閣議決定された第五次国土利用計画（全国計画）との整合を図るため、変更するものである。
- ・ 今回の変更に際しては、県国土利用計画に定めていた内容との重複や相違点を解消するため、同計画を土地利用基本計画に統合し、県土利用の総合的方針を示す計画として一本化することとする。

2 変更計画の骨子 茨城県土地利用基本計画に、茨城県国土利用計画の項目、内容等を追加

- ・ 前文、第2章の3及び第3章(ゴシック体で表記)は、現行の茨城県土地利用基本計画を基本に修正
- ・ 第1章並びに第2章の1及び2(明朝体で表記)は、現行の茨城県国土利用計画を基本に修正

茨城県土地利用基本計画	
前文(法第7条に基づく計画との位置付け)	
第1章 県土利用の状況と基本的条件の変化	
1 県土利用の状況 利用区分ごとの現況面積を記載	
2 県土利用をめぐる基本的条件の変化	
第2章 県土利用の基本方向	
1 県土利用の基本目標	
2 県土利用の基本方針	
3 五地域の土地利用の原則	
第3章 五地域区分の重複する地域における 土地利用に関する調整指導方針	
1 調整指導方針	
2 留意事項 重複地域に関する指導調整方針(整理表)を作成[新規]	
(参考) 土地利用基本計画図地域区分別面積	
1 五地域区分の面積	
2 五地域の重複状況別面積	
3 参考表示の地域・地区等の面積	
計 画 図	

3 主な変更点

- ・ 以下の項目は、第五次国土利用計画の内容を反映するため、特に大きく変更
- ・ その他の項目も、国土利用計画や県総合計画との整合を図るため、必要な追加・修正等を実施

項目名	現計画 (第四次国土利用計画を基本とする)	新計画 (第五次国土利用計画を基本とする)
第1章 2 県土利用をめぐり基本的条件の変化	(1) 人口減少・高齢化社会の急速な進展 人口減少と高齢化による県土管理水準の低下 (2) 持続可能な地域形成の必要性 拡散型土地利用による諸課題への対応が必要 (3) 広域交通ネットワークの形成(県独自項目) 陸・海・空の広域交通ネットワークの進展 (4) 安心・安全な暮らしの確保の必要性 県土の安全性に対する要請の高まり (5) 環境問題への具体的な取組の必要性 環境負荷の軽減等、循環と共生を重視した土地利用が必要 (6) 地域での創意工夫ある取組の必要性 土地利用諸制度の地方分権や人々の参加意識の高まり	(1) 人口減少・高齢社会の急激な進展 本格的な人口減少社会における県土の適切な管理のあり方を構築する必要 (2) 自然環境の保全と活用の重要性 持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用する必要 (3) 広域交通ネットワークの形成(県独自項目) 陸・海・空の広域交通ネットワークの進展 前計画時より整備が進展 (4) 安全・安心な県土利用の実現の重要性 巨大災害に対応するため、安全を優先的に考慮する県土利用へ転換する必要
第2章 2 県土利用の基本方針	(1) 県土の有効利用と土地需要の量的調整 低未利用地の有効利用、自然的土地利用の転換抑制等 (2) 県土利用の質的向上 ア 安全で安心できる県土利用 イ 循環と共生を重視した県土利用 ウ 美しくゆとりある県土利用 (3) 活力ある県土利用(本県独自の項目) 広域交通ネットワークや地域資源の活用 (4) 県土利用の総合的なマネジメント 多様な主体の参画・連携による地域の実情に即した取組の推進	(1) 適切な県土管理を実現する県土利用 都市機能の集約と地域間の連携による集約型土地利用等 (2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 地域の個性ある景観を活用した魅力ある地域づくり等 (3) 安全・安心を実現する県土利用 災害に強く、すみやかに復旧・復興できる県土強靱化の取組の推進 (4) 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組等、複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進等 (5) 多様な主体による県土の県民的経営 地域住民等の多様な主体の県土管理への参画
第2章 3 五地域の土地利用の原則		広域交通ネットワークの活用 五地域の土地利用の原則の中に、広域交通ネットワークの充実等を活かすことを追記

土地利用基本計画の五地域区分と各個別規制法の関係

五地域区分	国土利用計画法上の規定	運用
都市地域	一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域	都市計画法第5条により都市計画区域（注1）として指定されている又は指定されることが予定されている地域
農業地域	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域（注2）として指定されている又は指定されることが予定されている地域
森林地域	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域	森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域
自然公園地域	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの	自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域
自然保全地域	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの	自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条の自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

（注1）都市計画区域

都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）がある都市計画区域（線引き都市計画区域【図1】）と、市街化区域と市街化調整区域の区分がない都市計画区域（非線引き都市計画区域【図2】）がある。

それぞれの都市計画区域は、以下のように分かれている。

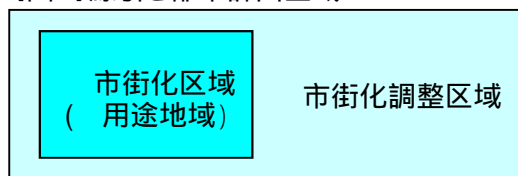
市街化区域 …… すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域 …… 市街化を抑制すべき区域

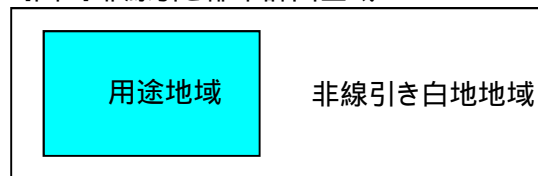
用途地域 …… 都市計画法に基づく地域地区の一種で、目指すべき市街地像に応じて用途別に分類される12種類の都市計画の総称。（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域など）

非線引き白地地域 …… 市街化区域と市街化調整区域の区分がない都市（都市計画区域）において、用途地域の定めのない区域をいう。

【図1】線引き都市計画区域



【図2】非線引き都市計画区域



（注2）農業振興地域

農業振興地域【図3】は以下のように分かれている。

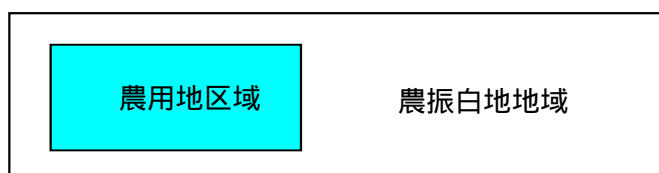
農用地区域 …… 市町村が農業振興地域整備計画において定めた区域

農用地区域に指定すべき土地

- ・ 集团的農用地（10ha以上）
- ・ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
- ・ その他農業振興を図るためにその土地の農業上の利用を確保することが必要な土地
- ・ 農業生産基盤整備事業の対象地
- ・ 農業用施設用地

農振白地地域 …… 農業振興地域内で農用地区域を除く地域

【図3】農業振興地域



国土利用計画法（抄）

（昭和49年法律第92号）

（目的）

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

（国土利用計画）

第四条 国土利用計画は、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）、都道府県の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「都道府県計画」という。）及び市町村の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とする。

（全国計画）

第五条 国は、政令で定めるところにより、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を定めるものとする。

- 2 国土交通大臣は、全国計画の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 国土交通大臣は、全国計画の案を作成する場合には、国土審議会及び都道府県知事の意見を聴かななければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事の意見を聴くほか、都道府県知事の意向が全国計画の案に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 国土交通大臣は、全国計画の案を作成するに当たっては、国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査を行うものとする。
- 6 国土交通大臣は、第二項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、全国計画を公表しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、全国計画の案の作成に関する事務のうち環境の保全に関する基本的な政策に係るものについては、環境大臣と共同して行うものとする。
- 8 第二項から前項までの規定は、全国計画の変更について準用する。

(全国計画と他の国の計画との関係)

第六条 全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。

(都道府県計画)

第七条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

- 2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。
- 3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 5 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、都道府県計画を国土交通大臣に報告しなければならない。
- 6 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 国土交通大臣は、第五項の規定により都道府県計画について報告を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、当該都道府県計画について意見を申し出ることができる。
- 8 国土交通大臣は、前項後段の規定による意見の申出があつたときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(市町村計画)

第八条 市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について市町村計画を定めることができる。

- 2 市町村計画は、都道府県計画が定められているときは都道府県計画を基本とするものとする。
- 3 市町村は、市町村計画を定める場合には、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村は、市町村計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(土地利用基本計画)

第九条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。

2 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地域を定めるものとする。

- 一 都市地域
- 二 農業地域
- 三 森林地域
- 四 自然公園地域
- 五 自然保全地域

3 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地域のほか、土地利用の調整等に関する事項について定めるものとする。

4 第二項第一号の都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域とする。

5 第二項第二号の農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域とする。

6 第二項第三号の森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域とする。

7 第二項第四号の自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。

8 第二項第五号の自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。

9 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画が定められているときは、全国計画及び都道府県計画）を基本とするものとする。

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければならない。

11 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

12 国土交通大臣は、第十項の規定による協議を受けたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

13 都道府県は、土地利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表するよう努めなければならない。

14 第十項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更（政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。

(土地利用の規制に関する措置等)

第十条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、この法律に定めるものを除くほか、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

(審議会等)

第三十八条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

国土利用計画法施行令（抄）

(昭和49年政令第387号)

(全国計画、都道府県計画及び市町村計画の計画事項)

第一条 国土利用計画法（以下「法」という。）第五条第一項の全国計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国土の利用に関する基本構想

二 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

三 前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2 法第七条第一項の都道府県計画を定める場合には、当該都道府県の区域における国土の利用に関し前項各号に掲げる事項について定めるものとする。

3 法第八条第一項の市町村計画を定める場合には、当該市町村の区域における国土の利用に関し第一項各号に掲げる事項について定めるものとする。

(土地利用基本計画)

第二条 法第九条第一項の土地利用基本計画には、縮尺五万分の一の地形図により同条第二項各号に掲げる地域を定めるものとする。

第三条 法第九条第十四項の政令で定める軽易な変更は、市町村の名称の変更、市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止若しくは区域若しくはその名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。

土地利用基本計画の見直しについて（抄）

(昭和53年12月1日付け53国土利第411号国土庁土地局長通知)

別添 土地利用基本計画作成要領

五 計画書の表示

(一) 計画書には、土地利用の基本方向、五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全計画等を記載するものとする。

茨城県国土利用計画審議会条例

昭和49年10月1日

茨城県条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第2項の規定に基づき、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、これらの事項の調査審議に関する審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の名称)

第2条 審議会の名称は、茨城県国土利用計画審議会とする。

(組織)

第3条 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する委員25人以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、国土の利用及び土地利用に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

4 審議会は、国土の利用及び土地利用に関し特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別委員会を置くことができる。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の茨城県国土利用計画地方審議会は、この条例による改正後の茨城県国土利用計画審議会となるものとする。

茨城県国土利用計画審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県国土利用計画審議会条例(以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、茨城県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、原則として開会の日から7日前までに日時、場所、議題及び審議する事項を委員並びに議事に関係のある臨時委員に通知しなければならない。

(欠席)

第3条 委員及び臨時委員は、招集を受けた場所において事故のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に通知しなければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにより、非公開とすることができる。

- (1) 茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第87号)第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する、又は該当するおそれがある事項について審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

(議事録)

第5条 審議会の議事については、議事録を作成し、会長(会長に事故がある場合は、その職務を代理する者)及び会長の指名した委員2名がこれに署名しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員及び臨時委員の氏名並びに欠席した委員及び臨時委員の氏名
- 三 議題
- 四 議事の概要
- 五 その他必要な事項

(特別委員会)

第6条 特別委員会(以下「委員会」という。)は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名するもの若干名をもって組織する。

- 2 委員会の委員長は、構成員の互選により定める。
- 3 委員長は、調査審議を了した場合は速やかに会長に報告しなければならない。
- 4 第2条から前条までの規定は、委員会に準用する。

(公印)

第7条 会長の公印は、次のとおりとする。

	2.5cm
2.5cm	茨城県国土 利用計画審 議会長之印

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、昭和50年2月12日から施行する。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年2月3日から施行する。

茨城県国土利用計画審議会公開要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県国土利用計画審議会運営規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、茨城県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の傍聴)

- 第2条 傍聴人の定員は、原則10人以内とし、会場規模に応じてあらかじめ決定する。
- 2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は抽選により決定する。
 - 3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、会場において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。
 - 4 規程第4条の規定に基づき非公開となった議案の審議を行う場合、傍聴人及び報道関係者は退席しなければならない。なお、当該議案の審議は、末尾審議とする。

(傍聴人の制限)

第3条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。
- (2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (3) 私語、談論、放歌、高笑い等をしないこと。その他騒ぎ立てないこと。
- (4) 帽子、コート類を着用しないこと。
- (5) 携帯電話、その他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) 会場内での写真撮影、録画、録音等は行わないこと。

(9) 係員の指示に従うこと。

(10) その他会場の秩序を乱し、又は審議を妨害するような行為はしないこと。

(秩序の維持)

第5条 会長は、傍聴者がこの要綱に違反したときは、これを制止するものとする。

2 会長は、傍聴者が前項の規定による制止に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(報道関係者の取扱い)

第6条 報道関係者は、第2条の規定(同条第4項の規定を除く。)にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

2 第3条から前条までの規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。ただし、報道関係者は、議案の審議に入る前までに限り、第3条第5号、第4条第7号及び第8号の規定にかかわらず、席を離れ、写真撮影、録画、録音等を行うことができる。

(会議開催の周知)

第7条 審議会の会議の開催は、招集の通知後、速やかに開催日時、開催場所、議案名、傍聴定員、傍聴受付開始時間その他必要な事項を周知するものとする。

2 周知方法は、茨城県ホームページへの掲載等により行うものとする。

(会議資料の公開)

第8条 資料及び審議結果は、原則として公開とする。ただし、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第87号)第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する事項及び議事における委員名(会長を除く。)は非公開とすることができる。

2 公開方法は、茨城県ホームページへの掲載等により行うものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年3月11日から施行する。